

第三章 再調査の請求

第五十六条 (再調査の請求についての決定を経ずに審査請求がされた場合)

第五条第二項ただし書の規定により審査請求がされたときは、同項の再調査の請求は取り下げられたものとみなす。ただし、処分庁において当該審査請求がされた日以前に再調査の請求に係る処分（事実上の行為を除く。）を取り消す旨の第六十条第一項の決定書の謄本を発している場合又は再調査の請求に係る事実上の行為を撤廃している場合は、当該審査請求（処分（事実上の行為を除く。）の一部を取り消す旨の第五十九条第一項の決定がされている場合又は事実上の行為の一部が撤廃されている場合）にあっては、その部分に限る。）が取り下げられたものとみなす。

第五十七条 (三月後の教示)

処分庁は、再調査の請求がされた日（第六十一条において読み替えて準用する第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）の翌日から起算して三か月を経過しても当該再調査の請求に係属しているときは、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができる旨を書面でその再調査の請求人に教示しなければならない。

第六十条 (決定の方式)

前二条の決定は、主文及び理由を記載し、処分庁が記名押印した決定書によりしなければならない。

- 2 処分庁は、前項の決定書（再調査の請求に係る処分の全部を取り消し、又は撤廃する決定に係るものを除く。）に、再調査の請求に係る処分につき審査請求をすることができる旨（却下の決定である場合にあつては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができる旨）並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない。